

障害等級認定基準の 一部改正について

はじめに

労災保険では、業務上又は通勤による負傷や疾病が治ったときに身体に障害が残った場合に、その障害の程度に応じて、障害（補償）給付が支給されます。

この障害の程度の認定（以下「障害認定」という。）は、障害等級表（労働者災害補償保険法施行規則別表第1）に定める障害のいずれに該当するかを判断するものですが、障害認定の際に用いる基準を定めたものが「障害等級認定基準」です。

この度、障害等級認定基準に基づき障害認定を行う際に実施する、以下の4項目の検査方法等に関して改正が行われました。

このパンフレットは、改正された4項目の内容をわかりやすくまとめたものです。

なお、障害等級認定基準の改正に関する詳細については、最寄りの労働基準監督署、都道府県労働局又は労働省にお問合せください。